

東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第51条第5項、第71条第7項及び第72条第3項の規定に基づき、東京農工大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)の教員組織、教育課程及び履修方法並びに学位論文の提出時期及び審査方法等、及びその他必要な事項については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(授業科目等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>研究科の留学生特別プログラムにより入学した学生のうち、本学環境リーダー育成センター(以下「センター」という。)が運営する現場立脚型環境リーダー養成コースを履修する者は、前項に定めるもののほか、センターが定めるコース修了に必要な単位を修得しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(履修科目の申告)</p> <p>第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、<u>主指導教員</u>を経て研究科長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第51条第6項、第71条第5項及び第72条第3項の規定に基づき、東京農工大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)の教員組織、教育課程及び履修方法並びに学位論文の提出時期及び審査方法等、及びその他必要な事項については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(授業科目等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(履修科目の申告)</p> <p>第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、<u>授業担当教員</u>を経て研究科長に届け出なければならない</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p>	

2 研究科に関する事務は、東京農工大学府中地区事務部連合農学研究科事務室 で処理する。

別表(第3条関係)

教育課程表

研究科共通科目

区分	授業科目	単位数
研究科共通科目	◎総合農学概論 I(日本語)	1
	◎総合農学概論 II(英語)	1
	コミュニケーション演習(英語)	1
	海外フィールド実習	1
	海外短期集中コース	1
	イノベーション推進特別講義 I	1
	イノベーション推進特別講義 II	1
	イノベーション推進特別講義 III	1
	イノベーション推進特別講義 IV	1
	イノベーション推進特別講義 V	1
(新設)		

2 研究科に関する事務は、東京農工大学府中地区事務部学生支援室及び総務室 で処理する。

別表(第3条関係)

教育課程表

研究科共通科目

区分	授業科目	単位数
研究科共通科目	◎総合農学概論 I(日本語)	1
	◎総合農学概論 II(英語)	1
	コミュニケーション演習(英語)	1
	海外フィールド実習	1
	海外短期集中コース	1
	イノベーション推進特別講義 I	1
	イノベーション推進特別講義 II	1
	イノベーション推進特別講義 III	1
	イノベーション推進特別講義 IV	1
	イノベーション推進特別講義 V	1
グローバル特論 I	0.5	

	(新設)	
外国人留学生特別プログラム科目	△外国人留学生特別セミナーⅠ	0.5
	△外国人留学生特別セミナーⅡ	0.5
	△外国人留学生特別セミナーⅢ	0.5
	△外国人留学生特別セミナーⅣ	0.5
	△外国人留学生特別セミナーⅤ	0.5
	△グリーンクリーン食料生産特論Ⅰ	0.5
	△グリーンクリーン食料生産特論Ⅱ	0.5
	(新設)	

備考

1・2 (略)

3 △印の科目は、外国人留学生特別プログラム学生の選択必修科目とし、この中から2単位以上修得すること。このうち、グリーンクリーン食料生産特論Ⅰ及びⅡについては、1

	グローバル特論Ⅱ	0.5
	グローバル特論Ⅲ	0.5
	グローバル特論Ⅳ	0.5
	グローバル特論Ⅴ	0.5
	インターンシップ	1
外国人留学生特別プログラム科目	△グローバル特論Ⅰ	0.5
	△グローバル特論Ⅱ	0.5
	△グローバル特論Ⅲ	0.5
	△グローバル特論Ⅳ	0.5
	△グローバル特論Ⅴ	0.5
	△イノベーション推進特別講義Ⅳ	0.5
	△イノベーション推進特別講義Ⅴ	0.5
	○インターンシップ	1

備考

1・2 (略)

3 △印の科目は、外国人留学生特別プログラム学生の選択必修科目とし、この中からグローバル特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はⅤのうち1科目以上を含む1単位以上を修得すること。

<p><u>科目 0.5 単位のみ第 3 条第 2 項に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p>	<p><u>4 ○印の科目は、必修科目。</u></p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p> <p>(表は省略)</p>	
---	--	--

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日連規則第 1 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。